

第1回大阪市立港区民センター他1施設指定管理予定者選定会議

議事要旨

- 1 開催期間 令和5年7月18日～令和5年7月26日(書面開催)
- 2 対象施設 大阪市立港区民センター及び大阪市立港近隣センター
- 3 委員 (五十音順)
 - 奥田 善朗 (公認会計士)
 - 田中 晃代 (近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 教授)
 - 待谷 忠孝 (中小企業診断士)
 - 皆川 健多郎 (大阪工業大学 情報科学部 データサイエンス学科 教授)
 - 柳瀬 真佐子 (NPO法人市民ネットすいた 理事長)

4 議事要旨

■選定基準・配点について

○「他施設との連携、地域との連携、市民・NPOとの協働」に関して特定の市民やNPOばかりにならないようにとのご意見があったが、選定後の指定管理者を評価する「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」に沿い、確認を行うことを説明したのち、原案どおり承認を得た。

○「社会的責任・市の施策との整合」の配点項目の重要性についてのご意見を反映し、最大配点となっている「施設の管理運営」を25点→20点、「社会的責任・市の施策との整合」を5点→10点に変更した。

○災害の際の対応等安全性に対する配慮について「社会的責任」の中に記載しても良いのではとのご意見があったが、選定項目・配点の「施設の管理運営」欄での採点を考えていることを説明したのち、原案どおり承認を得た。

○港区内の企業・事業者ならば、区民(シチズンという意味での)であるため、施設の有効利用において連携や協働の対象であることを留意する必要があるとのご意見を反映し、配点表に記載の「市民」を「市民(企業・事業者を含む)」に変更した。

○施設の有効利用における他施設との連携について、区民センターは複合施設、近隣センターは単体施設であるため、「他施設との連携」において少し意味合いが変わってくる点があるとのことご意見を反映し、港区民センターにおいては主に複合施設内での連携、港近隣センターにおいては港区民センター等との連携として変更した。

■募集要項・指定管理業務の基準について

○募集要項の管理運営経費の消費税についてご意見があり、金額の後ろに「(消費税及び地方消費税を含む)」を追加した。

○募集要項の指定申請資格の要件についてご意見があり、国税等の滞納がないことを要件に追加した。

○港区民センターの利用率設定が80%であることについてご意見があったが、コロナ禍前の港区民センターの利用率が単年度で80%ほどであったことや、新型コロナウイルス感染症に係る様々な制限の緩和や新しい港区民センターが弁天町駅直結となることによる利便性の向上などを考慮し80%の設定としたことを説明したのち、原案どおり承認を得た。

■指定申請にかかる様式について

○自主事業の項目欄についてご意見を反映し、一つ一つの欄を広くした。

○様式6-1 収支計画の項目について、金額だけではなく金額の割合も追加すると評価の指標として参考になるとのご意見を反映し、割合の項目も追加した。

■その他

○点検について指定業者などの制度があると良いとのことご意見があったが、業者の指定は地方自治法上困難な側面があるものの、大阪市の指定管理者制度に規定されているモニタリング制度や実地調査等の実施などにより品質保持を図っていくことを説明したのち、原案どおり承認を得た。